

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成26年3月28日(金) 16:00~16:50(50分間)

(開催場所)

稚内開発建設部 3階 専用会議室

(出席者)

当局側(稚内開発建設部)

阿部 浩二(稚内開発建設部次長(総務))、青山 茂樹(総務課長)、
佐藤 賢一(総務課長補佐)

職員団体側(全北海道開発局労働組合稚内支部)

坂田 淳(執行委員長)、坂口 透(副執行委員長)、下山 政弘(書記長)、
高橋 和之(執行委員)、笠井 淳(執行委員)

(議題)

- 1 当部における超過勤務の縮減について
- 2 当部における職員の健康管理について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(交渉概要)

(職員団体) 予算の増加に伴い慢性的な超過勤務が発生している課所もあるが、今年度の超過勤務の状況は如何か。

(当局) 前年度同時期と比較し、技術部門ではやや増加しているものの、部全体としてはわずかに減少している。

(職員団体) 超過勤務を縮減させるために、どのような方策を行っているのか。

(当局) 当局としては、超過勤務の縮減に向けて、職員の健康に配慮しながら、適正な業務配分、外注化・支援業務の活用などの方策を実施しているところである。

(職員団体) 業務の簡素・効率化を徹底する必要があると思うが、当局の認識をお聞きしたい。

(当局) 今年度においては、職員から業務改善の方策について意見募集を行った。些細な事項でも改善につながる取組を着実に行うことが重要であると考えており、引き続き取り組んでいきたい。

(職員団体) 週休日・休日出勤の状況及び定時退庁日における定時退庁の状況をお聞きしたい。

(当局) 前年度同時期と比較して、週休日・休日に出勤した職員数は若干減少、定時退庁日において定時退庁した職員の割合は若干上昇している。

(職員団体) 連続して長時間の超過勤務を行っている職員の健康管理について、超過勤務に係る臨時の健康診断の受診を促すなどの配慮が必要と考えるが、当局の認識をお聞きしたい。

(当局) 臨時の健康診断の受診対象者には、受診の徹底に努めているほか、超過勤務が多くなっている職員に対しては、健康状態の聞き取りを行うなどの目配り・気配りを行うよう、課所長を指導しているところである。

なお、超過勤務が週20時間を超えた職員については、超過勤務の要因や職

員の健康状態などについて、課所長から担当次長へ報告することとし、長時間の超過勤務が連続しないよう方策を検討することとしている。

(職員団体) 健康診断で再検査や精密検査が必要とされた職員については、再検査等の受診を徹底するとともに、超過勤務をさせないようにすることが必要と考えるがどうか。

(当局) 職員が再検査等を受診しやすい環境づくりに努めるとともに、超過勤務を命じる際には、当該職員の健康状態に十分配慮するよう課所長を指導しているところであり、引き続き指導を徹底していきたい。

※文責は稚内開発建設部当局（今後修正があり得る）

交渉議題に係る回答メモ

(2014年統一要求)

平成26年3月28日

1. 当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当部としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当部としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

2. 当部における職員の健康安全管理について

健康安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成26年度の計画においては、昨年度に引き続き、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止及び心の健康づくりの4つを重点に取り組むこととしている。

また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴いているところである。

なお、心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医（精神科医）による心の健康相談の活用や管理者に対するメンタルヘルス教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく考えである。